

「食品、添加物等の規格基準（食品中の農薬等（ジベレリン等7品目）の残留基準設定）及び食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（カプリン酸グリセリル等2品目）の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

平成31年1月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

「食品、添加物等の規格基準（食品中の農薬等（ジベレリン等7品目）の残留基準設定）及び食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（カプリン酸グリセリル等2品目）の一部を改正する件（案）」のうち食品中の農薬等（ジベレリン等7品目）の残留基準設定について、平成30年6月22日から平成30年7月21日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。
今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。